

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 190

2021年2月号

2021年1月25日発行

- 02 太田 孝昭が語る春夏秋冬
「習慣化」
- 03 経理業務自動化へのチャレンジ
最終回 自動化の真の考え方と在宅勤務の思わぬ効果
『税理士のための保育所の会計税務経営サポート』を発刊しました
- 04 令和3年度(2021年度)税制改正大綱(個人関係)
贈与税非課税措置と個人所得課税の見直し
OAG税理士法 資産税部 唐澤 朋弥 若田部 直美
- 06 令和3年度(2021年度)税制改正大綱(法人関係)
ポストコロナに向けた経済構造転換・好循環の実現を図る
OAG税理士法 法人税部 板垣 寛久 早瀬 和也
- 08 今後のセミナー開催予定





習慣化

OAGグループ代表
太田 孝昭

我々の日常は、習慣化しています。朝起きて、夜寝床に就くまで、おおよそ毎日同じ様に行動しています。仕事もその中に組み込まれていますから、自ずと習慣化しています。

人は、単純な仕事から複雑な仕事まで習慣化しながら、困難を克服し、スキルを上げ、生産性を向上させ、ベテランになり、プロとなっていきます。

人は、習慣化することでエネルギー消費は少なくなり、継続することが可能になります。

人は、学びから入ります。この学びを習慣化しながら、深化させるのが、プロになるということだと思います。

さて、習慣化ですが、弱点があります。柔軟さに欠けるという欠点です。

習慣にはない仕事は、面倒になってきます。従来やり方を変えることを嫌がります。マンネリ化します。マンネリ化は、進歩の障害です。

しかし、日常の仕事は、習慣化が何より大切です。規則を生んでくれます。落ち着きを与えてくれます。集中力を増し、ミスを少なくしてくれます。

我々の日常は、日々変化しています。昨日の正解が今日は不正解ということが起きます。技術が陳腐化します。より良い技術が生まれたりします。何より時代は人の気持ちを変化させます。これに柔軟に対応するためには、習慣化を壊してやる必要があります。

非習慣を取り入れるんです。例えば、部下をつける、ポストを変える、仕事を変える、仕事の幅を変える、転勤させる、目標を変える等々です。

経営者(上司)の仕事は、習慣化で効率を上げ、それを壊すことで柔軟さを維持させ、「習慣化の罠」に陥らせないことです。

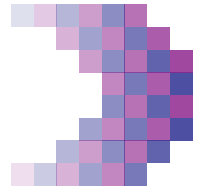
自分もできていないから難しいのは分かっているんです。でも、変化は自分に関係なくやってきますから。



経理業務自動化へのチャレンジ!

最終回

自動化の真の考え方と在宅勤務の思わぬ効果



今回の自動化を進める過程で、大きな方針変更がありました。当初、「経理の現実の業務」を洗い出して仕組化・自動化することを検討したのですが、個別の要望を漏れなく仕組みに落とし込もうとした結果、条件が複雑になり、何度考えても「実現ロジック」を作れませんでした。そこで、「現実の業務の仕組化・自動化」ではなく、「本来あるべきフロー」を軸とすることに考え方を変えました。

これまで良しとしてきた臨機応変な個別対応を原則イレギュラーとすることで、ようやく何をすべきかが見えてきました。今まで対応してきたことができなくなることは利用者の反発を招きがちですが、「本来あるべきフロー」を軸として、**個別対応をできるだけ作らないこと、代わりに方法を考えること、それが「自動化の真の考え方」**だとうやくたどり着きました。正直当たり前の発想ですが、この考えに至るまでには相当な時間を費やしてしまいました。

売掛金の会計システムを自動化しても、経理には右表のように紙中心の業務がまだかなり存在します。しかし、今回、基幹となる会計システムの自動化が実現できたことで、その他の業務でも「どうしたら紙をデータにできるか?」「どうしたらそのデータを活かせるか?」など、**経理メンバーの意識は常に「紙を必要としない仕組み」を考えることに急速に変化**していきました。

そのタイミングで発出されたのが、昨年4月の緊急事態宣言です。必然的に「どうしたら出社しなくても業務を回せるか?」という差し迫った事態が、更にメンバーの改革意識を掻き立ててくれました。各自残っている紙業務を細かく見直し、RPA等を活かして出社中の短時間でうまく在宅勤務のためのデータ整備(紙情報の電子化、整理など)を行うなど、業務コントロールを自発的に進めるようになりました。感染リスクへの安全確保も含め、自分自身が工夫してリスクヘッジできる仕組みを、自ら作っていくことができました。情報の精度や作業効率も同時に向上します。

有効な仕組みだと理解してもらうには、さまざまな利用者が必要なときに情報をうまく引き出せる、そんな効果を全面に出していくことも必要です。また、導入したことで分かってきたシステムそのものの問題点も、一つずつ改善していかなければなりません。やむを得ず発生する個別対応の標準化(ルール化)やデータ連携不足の解消など、細かい課題はまだ山積みです。

基幹システムの大掛かりな構築では、経理のメンバーは単なる利用者に留まりがちですが、身近な問題点や無駄の改善から着手した今回のチャレンジは、業務変化の少ないメンバーに、**予測を大きく超える「人の成長」**をもたらしてくれました。

【経理に残る紙中心の業務の例】

- ・立替交通費精算処理
- ・月末経費等、支払一覧表作成、振込手続き
- ・自動振替データの作成、更新手続き
- ・債権管理
- ・途切れているデータ連動…等

『税理士のための保育所の会計 税務 経営サポート』を発刊しました

保育所の経営(運営)主体には社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等があり、会計や税務上の取り扱いも法人格ごとに異なります。各法人格の会計・税務に精通していなければ、円滑な処理は行なえません。そこでこの分野に豊富な実績とノウハウを持つOAG監査法人とOAG税理士法人が『税理士のための保育所の会計 税務 経営サポート』を共著し、このほど発刊致しました。税理士だけでなく、保育所の実務担当者の方にも役立つ内容ですので、ぜひご利用ください。



『税理士のための保育所の会計 税務 経営サポート』 ～社会福祉法人・学校法人・NPO法人・株式会社等の留意点～

■ OAG監査法人・OAG税理士法人／著 ■ 第一法規／刊 ■ 3,520円(税込)

| | |
|----|--|
| 目次 | 第1章 保育業界の基礎知識 保育所・幼稚園の歴史／保育サービスの種類／設置主体・運営主体への財政支援／設置主体・運営主体と関連法令／保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報 |
| | 第2章 会計上の留意点 社会福祉法人の会計／株式会社の会計／学校法人の会計／一般社団法人の会計／NPO法人の会計／宗教法人の会計 |
| | 第3章 税務上の留意点 法人税／消費税／地方税／所得税／印紙税 |
| | 第4章 経営サポート 設立支援／補助金／委託費の弾力運用／指導監査／第三者評価について／保育所のコーポレートガバナンス及び内部統制 |

令和3年度(2021年度)税制改正大綱(個人関係)

贈与税非課税措置と個人所得課税の見直し

OAG税理士法人 資産税部 唐澤 朋弥 若田部 直美

令和3年(2021年)の税制改正大綱が令和2年(2020年)12月10日に公表されました。個人に対する税制では、教育資金、結婚・子育て資金、住宅取得資金の贈与の非課税措置、住宅ローン控除、退職所得課税の見直しなどが盛り込まれました。今号では、これらの改正内容について解説致します。

相続税・贈与税関係(改正案)

(1)教育資金の一括贈与

①贈与者死亡時の未利用残高の取り扱い

信託日から教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合には、改正前は、死亡前3年以内の贈与に係る未利用残高のみが相続財産に加算されていました。改正によって、受贈者が次のいずれかの場合を除き、その死亡の日までの年数にかかわらず、贈与者死亡時の未利用残高が相続財産に加算されることになります。

- (イ) 23歳未満である場合
- (ロ) 学校等に在学している場合
- (ハ) 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

②相続税額の2割加算

贈与者死亡時の未利用残高について、子以外の直系卑属(孫など)に相続税が課税される場合、その未利用残高に対応する相続税に2割加算が適用されることになります。

上記①、②の改正は令和3年(2021年)4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用され、非課税制度は令和5年(2023年)3月31日まで延長されます。

| 信託設定時期 | 平成31年(2019年)3月31日以前 | 平成31年(2019年)4月1日～ 令和3年(2021年)3月31日 | 令和3年(2021年)4月1日以後 |
|--------------|---------------------|---|--|
| 贈与者死亡時の未利用残高 | 相続財産に加算されない | 贈与者死亡前3年以内の贈与に係る未利用残高のみが相続財産に加算される ※①の(イ)(ロ)(ハ)を除く | 今回の改正 信託日から死亡日までの年数にかかわらず相続財産に加算される ※①の(イ)(ロ)(ハ)を除く |
| 2割加算の適用 | 適用なし | | 今回の改正 適用あり |
| 受贈者の所得要件 | なし | 信託等をする前年の合計所得金額が1,000万円以下 | |
| 教育資金の範囲 | 年齢を問わず一律に設定 | 23歳以上は学校等に支払われる費用等に限定 ※令和1年(2019年)7月1日以降に適用 | |

(2)結婚・子育て資金の贈与

①相続税額の2割加算

贈与者死亡時の未利用残高について、子以外の直系卑属(孫など)に相続税が課税される場合、その未利用残高に対応する相続税に2割加算が適用されることになります。

②年齢要件の見直し

民法の成年年齢の改正に伴い、受贈者の年齢要件の下限が20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

上記①の改正は令和3年(2021年)4月1日以後、②の改正は令和4年(2022年)4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用され、非課税制度は令和5年(2023年)3月31日まで延長されます。

(3)住宅取得資金の贈与

①非課税枠の見直し

令和3年(2021年)4月1日から同年12月31日までに住宅用家屋の新築等に係る契約をした場合の非課税枠が、最大1,500万円に引き上げられます。

②面積要件の見直し

贈与を受けた年の合計所得金額が1,000万円以下の受贈者については、床面積要件の下限が、改正前の50㎡以上から40㎡以上に引き下げられます。

東日本大震災の被災者に係る非課税措置、住宅取得資金を贈与した場合の相続時精算課税の特例についても同様に引き下げられます。

【住宅取得資金の贈与時の非課税枠】

| | | 改正前 | 改正後 |
|-----------------|--------|---------|---------|
| 耐震・省エネ・バリアフリー住宅 | 消費税10% | 1,200万円 | 1,500万円 |
| | 上記以外 | 800万円 | 1,000万円 |
| 上記以外の住宅 | 消費税10% | 700万円 | 1,000万円 |
| | 上記以外 | 300万円 | 500万円 |

個人所得課税(改正案)

(1)住宅ローン控除の見直し

①期間

控除期間13年間の特例について延長し、一定の期間^(※)に契約した場合、令和4年(2022年)12月31日までの入居者が対象となります。

| | (※)契約日 | 居住開始 | 控除期間 |
|------------|-------------------------------|-----------------------------------|------|
| 新築住宅 | 令和2年(2020年)10月~令和3年(2021年)9月 | 令和3年(2020年)1月1日~令和4年(2022年)12月31日 | 13年 |
| 建売・中古・増改築等 | 令和2年(2020年)12月~令和3年(2021年)11月 | | |

②面積要件

床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となります。ただし、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額1,000万円以下の者に限ります。

上記以外の要件(借入限度額、控除期間、控除率など)は、改正前の控除期間13年間の特例措置と同様です。

※会計検査院の指摘を踏まえ、住宅ローン年末残高の1%を控除する仕組みについて、1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定する等、控除額や控除率のあり方は令和4年度(2022年度)税制改正において見直されます。

(2)退職所得課税の適正化

役員等以外も勤続年数が5年以下の退職金(短期退職手当等)について、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した金額のうち、300万円を超える部分は2分の1課税の対象外となります。

◎勤続年数5年以下の従業員に対する退職所得金額



◎勤続年数5年超の従業員に対する退職所得金額



その他の改正案

(1)税務関係書類における押印義務の見直し

提出者等の押印が必要とされている税務関係書類について、令和3年(2021年)4月1日以後に提出するものは、以下の①、②を除き、押印を必要としないこととされました。

- ①担保提供関係書類および物納手続関係書類のうち、実印の押印および印鑑証明書の添付を求めている書類
- ②相続税および贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

(2)固定資産税

固定資産税は市町村(東京23区は都)が課税する地方税で、土地や建物にかかります。令和3年(2021年)は3年に1度の見直しの年にあたりますが、令和3年度(2021年度)に限り負担調整措置などにより税額が増加する土地(商業地や住宅地など全ての土地が対象)について、前年度の税額に据え置く特別措置がとられます。

(3)登録免許税

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用期限が2年間延長されます。

(4)不動産取得税

宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置が、3年間延長されます。

住宅および土地の取得に係る標準税率(本則4%)を3%とする特例措置が、3年間延長されます。

《税制改正への万全な対応はOAG税理士法人にお任せください》

OAG税理士法人は、常に最新の税制に基づいて、皆さまの最適な税務の実現と納税をサポートしています。税金についてのお悩みや疑問は、お気軽に弊社担当者までお尋ねください。

お問い合わせ先

OAG税理士法人 資産税部 Tel.03-3237-7540

ポストコロナに向けた経済構造転換・好循環の実現を図る

OAG税理士法人 法人税部 板垣 寛久 早瀬 和也

令和3年度(2021年度)税制改正大綱には、企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)およびカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置や、こうした投資を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限を引き上げる税制の創設が盛り込まれました。また、併せて中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す税制も創設されております。今後通常国会で変更になる可能性もありますので、ご留意ください。

法人税

(1) デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設

産業競争力強化法に基づく事業適応計画(仮称)の認定を受け、事業適応(仮称)の用に供するためにソフトウェアの新設・増設を行い、またはその事業適応に必要なソフトウェアの利用費用(繰延資産となるものに限る)を支出した場合、取得価額または繰延資産となる額の合計額(300億円を限度とする)に対して右表の特別償却と税額控除を選択適用できます。

| | 対象資産 | 事業適応設備 | 繰延資産 |
|------|---------------------|----------|------------|
| 特別償却 | | 取得価額×30% | 繰延資産の額×30% |
| 税額控除 | 下記以外 | 取得価額×3% | 繰延資産の額×3% |
| | グループ外の事業者とデータ連携する場合 | 取得価額×5% | 繰延資産の額×5% |

※事業適応設備:一定の要件を満たすソフトウェア、機械装置、器具備品
 ※適用時期:産業競争力強化法の改正法の施行日から令和5年(2023年)3月31日までに新設等をしたもの

(2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を行った場合には、一定の要件の下、その取得価額について右表の特別償却と税額控除を選択適用できます。

| | | |
|------|--------------------|----------|
| 特別償却 | | 取得価額×50% |
| 税額控除 | 下記以外 | 取得価額×5% |
| | 温室効果ガスの削減に著しく資するもの | 取得価額×10% |

(3) 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

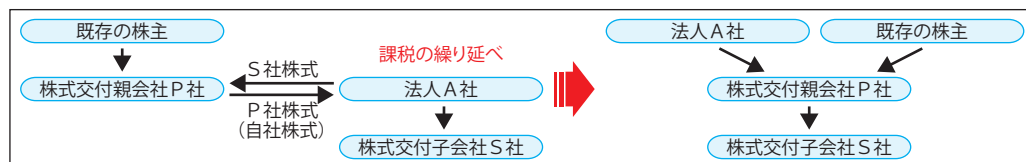
産業競争力強化法の改正を前提に、コロナ禍の影響による適用事業年度^{※1}に生じた特例対象欠損金額^{※2}について、事業再構築等に係る投資に応じた範囲で、繰越欠損金の控除上限を最大100%に引き上げる措置が講じられます。

※1:「基準事業年度開始の日以後5年以内に開始した事業年度」「事業適応計画の実施時期を含む事業年度」「令和8年(2026年)4月1日以前に開始する事業年度」のいずれにも該当する事業年度

※2:令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)4月1日までの期間内の日を含む事業年度で生じた青色欠損金額

(4) 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

自社株式を対価として、対象会社株主から株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税の繰延措置が創設されます。その際、自社株式に併せて金銭等を交付する「混合対価」を一定程度認め、期限の定めのない措置となります。



(5) 研究開発税制の見直し

| 試験研究費の範囲の見直し | 控除上限、控除率の見直し等 |
|---|---|
| 研究開発費として損金経理した金額で非試験研究用資産の取得価額に含まれるものを加え、リバースエンジニアリングが除外されます。また、開発中の技術をその開発者が試行した場合、その技術に係る試験研究が工学または自然科学に関する試験研究に該当するときには、その技術がその者の業務改善に資するものであっても、その試験研究費は研究開発税制の対象となる等、研究開発税制の対象となる試験研究費の範囲が明確化されます。 | 研究開発投資を増額していくインセンティブが維持されるよう、控除上限の引き上げ、控除率の見直しが行われます。また、中小企業者等が試験研究を行った場合の税額控除についても同様の見直しが行われます。さらに、オープンイノベーション型の対象範囲も拡充されます。 |

(6) 給与等の引き上げおよび設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し

新規雇用者給与等支給額の増加割合が、新規雇用者比較給与等支給額に対して2%以上の場合は、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できます。控除上限は、法人税額の20%です。

税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られません。適用期限は、令和4年度(2022年度)末までです。

| | 改正前 | 改正後 |
|-------|--|---|
| 制度名 | 中堅・大企業向け賃上げ税制 | 人材確保等促進税制 |
| 通常要件 | 継続雇用者給与等支給額が前年度より3%以上増加かつ 国内設備投資額が減価償却費の95%以上 | 新規雇用者(新卒・中途)給与等支給額が前年度より2%以上増加 |
| 措置内容 | 雇用者給与等支給額の増加額の15%を税額控除 | 新規雇用者給与等支給額 ^(※) の15%を税額控除 ※雇用者給与等支給額の増加額が上限 |
| 上乗せ要件 | 教育訓練費が過去2年度平均より20%以上増加 | 教育訓練費が前年度より20%以上増加 |
| 措置内容 | 控除率を5%上乗せ | 控除率を5%上乗せ |

(7) 中小企業投資促進税制の見直し、延長等

対象となる指定事業、法人、資産を見直した上で、適用期限が令和5年(2023年)3月31日まで2年延長されます。また、商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、中小企業投資促進税制に取り込まれる形で適用期限をもって廃止となります。

(8) 中小企業経営強化税制の見直し、延長

関係法令の改正を前提に、対象となる設備に「経営資源集約化設備(D類型)」「(修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備)を追加した上で、適用期限が令和5年(2023年)3月31日まで2年延長されます。

(9) 中小企業者等の法人税率の特例期限の延長

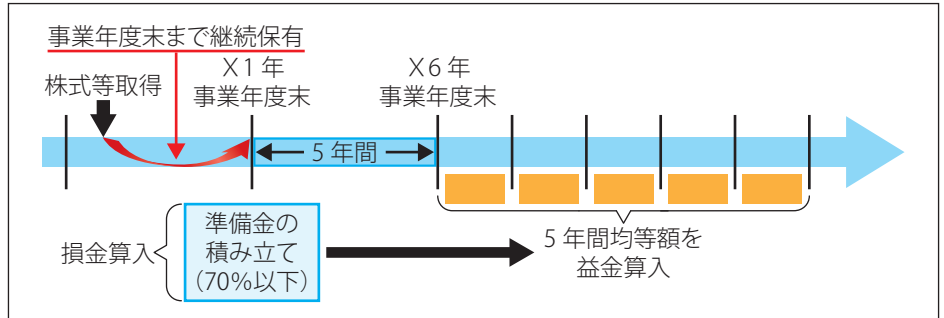
中小企業者等の軽減税率については、年800万円以下の所得金額について、2年間延長されます。

(10) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

中小企業等経営強化法の改正を前提に、改正法の施行日から令和6年(2024年)3月31日までに同法の経営力向上計画(経営資源集約化措置(仮称)が記載されたものに限る)の認定を受けた中小企業者が、同計画に従って他の法人の株式等を取得(購入による取得に限る)し、事業年度終了の日まで引き続き保有し、取得価額(10億円超の場合を除く)の70%以下を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときには、その積み立て額をその事業年度に損金算入できることになります。

また、この準備金は5年経過後から5年間で均等額を取り崩して益金算入されます。

なお、その株式等を有しなくなった場合などには、5年経過前でも取り崩して益金算入されます。



(11) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し、延長

下記の見直しをした上で、その適用期限が2年延長されます。(令和3年(2021年)4月1日から令和5年(2023年)3月31までに開始する事業年度)

| | 改正前 | 改正後 ※改正項目のみ抜粋 |
|-----------------|-----------------------------|--|
| 適用要件 | 継続雇用者給与等支給額の対前年比増加割合が1.5%以上 | 雇用者給与等支給額の対前年比増加割合が1.5%以上 |
| 税額控除上乘せ要件 | 継続雇用者給与等支給額の対前年比増加割合が2.5%以上 | 雇用者給与等支給額の対前年比増加割合が2.5%以上 |
| 給与等の支給額から控除する範囲 | 給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額 | 要件を判定する場合には、給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額に雇用調整助成金およびこれに類するものの額が含まれないことを明確化 |

消費税

課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

| | 改正前 | 改正後 |
|----------|-------------------------------------|---|
| 適用開始課税期間 | 提出した承認申請書に関し、税務署長の承認を受けた日の属する課税期間から | 承認申請書を提出した日の属する課税期間の末日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、その承認申請書を提出した日の属する課税期間から |

納税環境整備

電子帳簿等保存制度の見直し

国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、承認制度が廃止され、一定の要件を満たす電子帳簿に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税が5%軽減されます。スキャナ保存制度については、承認制度が廃止され、各要件が緩和、廃止されるとともに、電磁的記録の適正な保存を担保するための措置が講じられます。

《成長戦略をサポートする税務は、OAG 税理士法人にお任せください》

OAG 税理士法人には、税制改正を成長戦略に活かすノウハウがあります。短期の計画から長期の戦略まで、強力にサポート致します。

お問い合わせ先

OAG 税理士法人 法人税部 Tel. 03-3237-7530

《今後のセミナー開催予定》

| 開催日 | 名称 | 会場 |
|-----|-----------------------------|----|
| | ただ今企画中です。予定が決まり次第、お知らせ致します。 | |

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)。
※会場では、新型コロナウイルス感染症ガイドラインに基づく対策を行っております。何卒、ご理解とご協力をお願い致します。
※新型コロナウイルスの感染状況により、開催を中止することがあります。



釧路川と幣舞橋



摩周湖



阿寒湖

Photo by Yasuyoshi Wada

旅先では、朝の街の風景を見るのが好きなので、いつも早朝散歩するのが慣わしとなっています。道東旅の3日目、出発前の早朝に釧路の街を歩きました。昭和の流行歌で『釧路の夜』という歌がありましたが、その歌詞に出てくる釧路川と幣舞橋(ぬさまいばし)までホテルから20分ほどで辿り着きました。幹線道路を外れると車も人も全く見かけず閑散とした静寂な朝でした。釧路は以前は製紙会社をはじめ大企業があり、また魚の漁獲量も多かったようですが、徐々に企業は交通の便が良い帯広に移り、魚も捕れなくなり、若者が少なくなってきた、日本の悲しくも寂れゆく地方都市の典型のように感じました。人口は平成2年当時、22万人でしたが現在は16万人と平成時代で6万人も減少しているようです。ちょうど釧路市長選挙の最中で、釧路新聞には企業誘致と若者が住みやすい街づくりなどが選挙の争点として取り上げられていました。「地方創生は、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としています。」と内閣府のホームページには載っていますが、地方を実際に旅すると何故か虚しく聞こえてきます。

この日は定期観光バスに乗り、摩周湖→屈斜路湖→硫黄岳→阿寒湖を廻り釧路空港までの行程でした。レンタカーは自分が見たい場所に行けることがメリットであり、気に入った場所を気ままに散策できますが、観光バスはガイドさんの観光案内があり、運転疲れもないのがメリットです。観光名所の駐車場はレンタカーが9割くらい停まっているので、道東巡りはレンタカーが圧倒的に多いようです。また半世紀前に団塊の世代のカニ族(背中からはみ出る大きなリュックを背負ってバスや電車で旅をする若者。通路などは横歩きをしないと通れないことが語源)が闊歩したような姿はほとんど見かけませんでした。摩周湖はヒット曲の『霧の摩周湖』で有名になったようですが、幸か不幸か好天で真っ蒼な湖が望め、阿寒湖では2時間の自由時間に素晴らしい紅葉の湖畔を歩き、エコミュージアムセンターでマリモを見ました。そしてバスは「たんちょう釧路空港」へと向かい、2泊3日の道東の旅を無事に楽しく終えて機上の人となりました。

<編集後記>

「節分の日はいつでしょう?」と聞かれたら、2月3日と答える方がほとんどだと思います。しかし、今年の節分は、2月2日です。節分が2月3日でないのは昭和59年2月4日以来37年ぶり、2月2日になるのは明治30年2月2日以来124年ぶりだそうです。太陽年の1年は365日と約5時間49分なので、4年分をまとめて調整するうるう年では44分ほど調整し過ぎになります。これが、精密に計算されている立春の日に影響して、立春の日の前日の節分もズレるわけです。近年の節分がずっと2月3日だったのは偶然で、今年以降、節分は4年に1度2月2日になるそうです。今では節分の風習となった恵方巻も、1日早く食べることになりますので、お気を付けください。ちなみに、今年の恵方は「南南東」です。ご自宅で豆まきをして、恵方巻を食べて、コロナを退治してみてもいいでしょうか。(乙)

発行 OAGグループ

OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング

(株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング

OAG社会保険労務士法人／OAG監査法人／OAG弁護士法人／OAG司法書士法人

住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマートホライゾンビル

tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭

編集人 OAGグループ 広報